

大阪府電子見積合せ心得

令和3年10月1日制定

令和7年1月6日改定

(趣 旨)

第1条 この心得は、大阪府電子契約システム（以下「システム」という。）を用いて行う、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号。以下「規則」という。）第61条の3第1項で規定する随意契約において電子見積合せに参加する者（以下「見積合せ参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

※システム（<https://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/portal/index>）

2 本心得における用語の意義は、大阪府電子見積合せ実施要綱（以下「要綱」という。）の定めによる。

(法令等の遵守)

第2条 見積合せ参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）、規則、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）、大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）及びその他関係法令並びに要綱及びこの心得を遵守しなければならない。

2 見積合せ参加者は、発注概要書等に示す契約締結に必要な条件を熟知の上、府の指示に従って円滑な電子見積合せに協力し、かつ、他の見積合せ参加者を妨害するなど正常な電子見積合せを妨げる行為を行ってはならない。

(公正な電子見積合せの確保)

第3条 見積合せ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）並びに刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する不当な取引制限等の行為を行ってはならない。

2 見積合せ参加者は、他の見積合せ参加者といかなる相談も行わず、見積価格を定めなければならない。また、見積合せの結果がシステムで通知される以前に、他の見積合せ参加者に対して意図的に見積価格を開示してはならない。

(参加資格)

第4条 発注概要書等において定める参加資格を満たさない者の提出した見積書は無効とする。

(同等品申請)

第5条 見積合せ参加者は、発注概要書等に示されている購入、賃借等の目的となる物品（設備装置等を含む。）について、同等品での納品を予定している場合は、見積書の提出を行うまでに府に対して、同等品申請を行い、府の承認を得た上で、同等品での見積書の提出を行わなければならない。

2 前項による同等品申請を行う場合は、納品を予定している動産のメーカー、品名、規格、型式、その他仕様を確認するためにカタログ等の書類を提出しなければならない。

3 同等品申請の手続きについては、発注概要書等に示す方法により行うものとする。

4 府は、第1項の規定にかかわらず、業務上の必要により、同等品申請を設定しない場合がある。

(現場確認または仕様説明)

第6条 府は、電子見積合せを行うために必要があると認めるときは、見積合せ参加者の現場確認（現物確認を含む。以下同じ。）を認めるものとする。

2 現場確認は、発注概要書等に示す期間、方法により行う。

3 府は、見積合せ参加者が現場確認又は建設工事、業務等に係る仕様説明に参加することを参加資格としているときは、現場確認又は仕様説明に参加しない者のした見積書は第11条第1号該当により無効とする。

(発注概要書等に対する質問及び回答)

第7条 見積合せ参加者は、発注概要書等の内容について、発注概要書等で定める期間及び方法（システムへの入力、電話及びその他の方法）により、質問することができ、府は、当該質問について回答する。

2 府は、前項の期間及び方法によらない質問に対しては、一切回答しない。

(見積書の提出等)

第8条 電子見積合せに関して、見積書の提出において用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。なお、見積価格は、取引にかかる消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。

2 見積書の提出は、発注概要書において示す見積書提出期間内にシステムから電子データにより行い、見積価格及び3ケタ以内のくじ番号を入力すること。また、発注概要書等において資格審査や契約に関して必要となる書類（以下「資格審査書類」という。）の提出を指示されている場合は、見積書の提出と併せて電子データ（府が他の媒体を指定した場合は、当該媒体）により提出すること。

3 一度提出した見積書の内容を書き換えることはできない。

4 電子見積合せ参加者（第11条の規定により当初の見積書が無効となった者を除く。）が提出した見積書の全てについて、予定価格の制限の範囲内の価格の見積りがないときは、再度の見積書の提出を求める。ただし、以下に該当する者は再度の見積書の提出はできない。

(1) 当初の見積合せにおいて、見積書の提出をしなかった者

(2) 第11条に該当する見積書を提出した者

5 前項の規定により、再度の見積書の提出をしようとする者は、再見積合せ通知書に記載されている見積書の提出期間内に提出すること。なお、見積書を提出するときは、再見積合せ通知書に記載する当初の見積書の提出における最も低い見積価格を参考とし、当該価格よりも低い価格で行うこと。

(資格審査等)

第9条 府は、前条により提出のあった見積書の中から、見積価格が予定価格の制限の範囲内となっており、かつ、最も低い価格の見積書を提出した者に対して、資格審査を行う。なお、最も低い価格を提出した者が2者以上の場合は、前条第2項の規定により入力されたくじ入力番号を用いて、システムで行う電子くじにより順位を決定し、最上位の者に対して、資格審査を行う。

2 見積合せ参加者は、府が行う資格審査にあたり、前条第2項により提出した資格審査書類について、不備等により府から指示があったときは速やかに従わなければならない。

3 第1項により見積参加者に対して資格審査を行った結果、無効又は失格となった場合は、その者を除外して、第1項の規定により資格審査を行う。

(見積合せの取り止め等)

第10条 府がやむを得ない事由により電子見積合せが執行できないと認めた場合は、見積合せを取り止め、又は従来の紙を用いた見積合せに変更することがある。

2 前項において紙を用いた見積合わせに変更した場合は、この心得は適用せず、大阪府随意契約見積心得に基づき見積書を徴取するものとし、見積合せ参加者は府の指示に従って見積書を提出するものとする。

(見積書の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

(1) 第4条に規定する参加資格を有していない者が提出した見積書

(2) 所定の日時、場所に提出しない者が提出した見積書

(3) 参加資格を有している者から委任を受けていない者が提出した見積書

(4) システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目や記述を入力した事項を含む見積書

(5) システムにより受信した見積り内容が判読できない見積書

(6) システムの画面上に示された文字種、文字数又はその他の指定に従わずに入力した事項を含む見積書

(7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積書

(8) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた見積書

(9) 談合その他不正行為を行ったと認められる者が提出した見積書

- (10) 同一の電子見積合せについて、2つ以上の見積書を提出した者が提出した見積書
- (11) 同一の電子見積合せについて、自己のほか、他人の代理人を兼ねて見積書を提出した者の見積書
- (12) 同一の電子見積合せについて、2者以上の代理人である者のした見積書
- (13) システムの不正利用を行って提出した見積書
- (14) 前各号に掲げるもののほか、発注概要書等で示された要件に違反して提出した見積書

(見積書の辞退)

- 第12条 見積合せを辞退する旨を申し出る場合は、辞退届を府に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により辞退届が提出できないと府が認めた場合は、その他の方法で辞退を申し出ることができる。
- 2 前項の規定により辞退を申し出たときは、それを撤回することはできない。なお、辞退を申し出たことによる不利益な扱いは受けない。
- 3 第1項により辞退を申し出た者は、当該電子見積合せにおいて失格とする。

(見積合せ)

- 第13条 府は、第9条第1項による資格審査を行い、見積書を採用し契約の相手方を決定する。
- 2 府は、前項による見積合せの結果については、全ての見積合せ参加者に対してシステムにより見積合せ結果通知書を送信する。
- 3 契約の相手方として決定された者（以下「契約予定者」という。）は、システムにおいて見積合せ結果通知書を確認した後、速やかにシステムにより受注回答を行わなければならない。
- なお、見積合せ結果通知書に示す契約金額、又は消費税及び地方消費税相当額が誤っている場合はすぐに連絡しなければならない。

(契約の締結等)

- 第14条 契約予定者が見積合せ結果通知書及び発注概要書等に示す契約条件について、前条第3項による手続きを行うことにより、契約は成立するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、契約書を作成する場合においては、当該契約書の作成により契約が成立するものとする。この場合において、契約予定者は、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書を落札決定後速やかに提出するとともに、大阪府電子契約実施要領（以下「電子契約要領」という。）第2条第1号に規定する電子契約の場合は電子契約要領第2条第2号に規定する電子署名を行い、又は、書面による契約書の場合は記名押印し、また、その他必要な書類がある場合は併せて作成し、見積合せ結果通知を受けた日の翌日から起算して、10日以内（閉庁日を除く。）に契約書を作成して府に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により期間内に提出できないときは、双方で協議し、契約書の作成を行うこと。
- 3 契約予定者が前項の規定により正当な理由なく協議を行わず、契約書を提出しない場合は、落札者としての権利を失うこととする。

(その他)

- 第15条 府は、電子見積合せに際して、本心得に定める事項のほか、必要に応じて指示を行うので、これに従うこと。また、府が指示する事項は、本心得に優先するものとする。
- 2 府に対して、提出のあった全ての書類については、一切返却しないものとする。